

記入にあたって特に注意する事項

この様式は、保険料下限額の引下げ要件が不該当となった場合に、20,000円以上の通常保険料への変更を行うためのものです。

なお、35歳到達前に35歳到達以降の保険料額を届出の場合は、「農業者年金保険料月額申出書（通常加入者35歳到達前 専用）（様式第119号）」を提出していただきますので、その場合は、この様式の提出は必要ありません。

また、35歳到達前に翌月分以降の保険料額（20,000円以上）を届出の場合は、「農業者年金保険料額変更申出書（随時変更分）（様式第111号）」、前納の場合は「農業者年金保険料額・納付方法変更申出書（様式第112号）」を提出していただきますので、その場合も、この様式の提出は必要ありません。

×印欄、★印欄及び※印欄は記入しないでください。

【×印欄は基金、★印欄は農業委員会及び※印欄はJAが記入します。】

提出年月日は、この届出をJAに提出した年月日を記入してください。

(1)欄は、農業者年金被保険者証に記載されている「記号番号」を記入してください。

(2)欄は、届出を行う被保険者の氏名を記入してください。

(3)欄は、年月日が1桁の場合には前に「0」を補い記入してください。

例：平成元年10月1日生まれ

昭和	2	年	月	日
平成	③	0	1	1
		0	0	1

(5)欄は、(6)欄で選択された保険料下限額の引下げ要件不該当年月日を記入してください。

保険料下限額の特例を受けていた者が政策支援相当者（35歳到達を含む）となり、20,000円以上の保険料に変更する場合、(5)欄「不該当となった事由が生じた年月日」の属する月分まで遡及した差額追納保険料（35歳到達については追納保険料）が発生します。当該保険料の一括納付を希望されない場合は、別途「農業者年金保険料請求猶予申出書（様式第113号）」を併せて提出してください。この場合、「保険料下限額の引下げ要件不該当届出書（様式第15号）」の処理後2年以内に「農業者年金保険料請求猶予申出撤回申出書（様式第114号）」を提出することで、追納ができます。

(7)欄は、希望する保険料月額を、20～67までの整数で記入してください。

(8)欄は、保険料下限額の引下げ要件不該当となった月の翌年(あるいは翌々年)以降の保険料納付方法について、前納（年払い）希望の有無を該当する項目のどちらか一つに○印を付してください。

なお、資格の決定時期によっては、翌々年分からの保険料前納となります。

未記入の場合は、希望しないものとして取り扱います。